

# 令和5年12月1日適用の 歯科関連新規保険収載について

(保医発 1130 第1号, 中医協資料および疑義解釈資料(その62)に基づき作成)

令和5年11月22日の中医協総会にて下記2点の医療機器の保険適用が了承され、12月1日より適用となった。また、令和5年12月18日にその取り扱いに係る疑義解釈資料が発出された。

## 1. CAD/CAM 冠用材料 (V)

### ●算定点数

CAD/CAM 冠 (大白歯) : 所定点数 1,200 点 + 材料料 615 点 = 1,815 点

### ●概要 (中医協資料より)

#### ① 販売名 : 松風ブロック PEEK

#### ② 特徴

CAD/CAM 冠用材料 (V) はシリカ微粉末を含まず、既存の CAD/CAM 冠用材料には使用されていないポリエーテルエーテルケトン (PEEK) を主成分として、無機質フィラーを配合している。

既存品と比較して、曲げ弾性率が低い 5GPa 以下という特徴を有しており、力が加わった際にたわみやすく破折しにくい。

#### ③ 臨床上的有用性

CAD/CAM 冠用材料 (V) は、低い曲げ弾性率および高い破壊靱性を有していることにより破折しにくいことから、既存の CAD/CAM 冠用材料 (Ⅲ) が使用できない部位である第二大臼歯や第三大臼歯、大きな咬合力が加わる第一大臼歯の症例に対しても使用することができる。

色調は既存の CAD/CAM 冠用材料と異なりアイポリー色であるが (図)、金属を使用しない材料であることから金属アレルギー患者に対しても使用可能である。

#### ④ 適応範囲

第一大臼歯、第二大臼歯および第三大臼歯 (歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者以外にも適用可)。



図 第二大臼歯に用いた例  
(令和5年11月22日中医協総会資料より)

## ● 関連通知等の改正

### ① 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

改定前	改定後
<p>【CAD/CAM冠〈通知〉】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) CAD/CAM冠は以下のいずれかに該当する場合に算定する。</p> <p>イ 前歯又は小臼歯に使用する場合</p> <p>ロ 上下顎両側の第二大臼歯が全て残存し、左右の咬合支持がある患者に対し、過度な咬合圧が加わらない場合等において第一大臼歯に使用する場合</p> <p>ハ 歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者において、大臼歯に使用する場合（医科の保険医療機関又は医科歯科併設の医療機関の医師との連携の上で、診療情報提供（診療情報提供料の様式に準ずるもの）に基づく場合に限る。）</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p>	<p>【CAD/CAM冠〈通知〉】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) CAD/CAM冠は以下のいずれかに該当する場合に算定する。</p> <p>イ 前歯又は小臼歯に使用する場合</p> <p>ロ 上下顎両側の第二大臼歯が全て残存し、左右の咬合支持がある患者に対し、過度な咬合圧が加わらない場合等において、<u>CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）</u>を第一大臼歯に使用する場合</p> <p>ハ 歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者において、<u>CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）</u>を大臼歯に使用する場合（医科の保険医療機関又は医科歯科併設の医療機関の医師との連携の上で、診療情報提供（診療情報提供料の様式に準ずるもの）に基づく場合に限る。）</p> <p><u>ニ 大臼歯にCAD/CAM冠用材料（Ⅴ）を使用する場合</u></p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p><u>(6) CAD/CAM冠用材料（Ⅴ）を使用したCAD/CAM冠を装着する場合、歯質に対する接着力を向上させるためにサンドブラスト処理及びプライマー処理を行い接着性レジンセメントを用いて装着すること。</u></p>

### ② 特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について

改定前	改定後
<p>【CAD/CAM冠用材料】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）は大臼歯に使用した場合に限り算定できる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を大臼歯に使用した場合及びCAD/CAM冠用材料（Ⅳ）を前歯に使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。</p>	<p>【CAD/CAM冠用材料】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）<u>及び（Ⅴ）</u>は大臼歯に使用した場合に限り算定できる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）<u>及び（Ⅴ）</u>を大臼歯に使用した場合及びCAD/CAM冠用材料（Ⅳ）を前歯に使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。</p>

### ③ 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について

改定前	改定後
<p>【CAD/CAM冠（1歯につき）】</p> <p>1 前歯 CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 438点</p> <p>2 小臼歯 (1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点 (2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点</p> <p>3 大臼歯 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点 注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。</p>	<p>【CAD/CAM冠（1歯につき）】</p> <p>1 前歯 CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 438点</p> <p>2 小臼歯 (1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点 (2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点</p> <p>3 大臼歯 <u>(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）</u> 350点 注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。 <u>(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅴ）</u> <b>615点</b></p>

#### 4 特定保険医療材料の定義について

改定前	改定後
<p>【CAD/CAM 冠用材料】</p> <p>(1) 定義 次のいずれにも該当すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② シリカ微粉末及びそれを除いた無機質フィラーを含有し、重合開始剤として過酸化物を用いた加熱重合により作製されたレジンプロックであること。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(2) 機能区分の考え方 構成成分及び物理的性質により、CAD/CAM 冠用材料 (I)、CAD/CAM 冠用材料 (II)、CAD/CAM 冠用材料 (III) 及び CAD/CAM 冠用材料 (IV) の合計 <u>4 区分</u> に区分する。</p> <p>(3) 機能区分の定義 ①～④ (略)</p>	<p>【CAD/CAM 冠用材料】</p> <p>(1) 定義 次のいずれにも該当すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② シリカ微粉末及びそれを除いた無機質フィラーを含有し、重合開始剤として過酸化物を用いた加熱重合により作製されたレジンプロック <u>又はポリエーテルエーテルケトンおよび無機質フィラーを含有し、成型して作製したレジンプロックであること。</u></p> <p>③～④ (略)</p> <p>(2) 機能区分の考え方 構成成分及び物理的性質により、CAD/CAM 冠用材料 (I)、CAD/CAM 冠用材料 (II)、CAD/CAM 冠用材料 (III)、CAD/CAM 冠用材料 (IV) 及び <u>CAD/CAM 冠用材料 (V)</u> の合計 <u>5 区分</u> に区分する。</p> <p>(3) 機能区分の定義 ①～④ (略)</p> <p><u>⑤ CAD/CAM 冠用材料 (V)</u> 次のいずれにも該当すること。</p> <p><u>ア ポリエーテルエーテルケトンに無機質フィラーを質量分率 17～25% 配合し、成型して作製したレジンプロックであること。</u></p> <p><u>イ ビッカース硬さが 25HV 0.2 以上であること。</u></p> <p><u>ウ 37℃ の水中に 7 日間浸漬後の 3 点曲げ強さ 180MPa 以上であること。</u></p> <p><u>エ 37℃ の水中に 7 日間浸漬後の曲げ弾性率が 5GPa 以下であること。</u></p> <p><u>オ 37℃ の水中に 7 日間浸漬後の吸水量が 10µg/mm<sup>3</sup> 以下であること。</u></p>

### ●算定方法（上記関連通知等に基づき作成）

#### 1 適応部位

第一大臼歯，第二大臼歯および第三大臼歯（717, 777 残存の有無および金属アレルギーの有無を問わず算定可）。

#### 2 算定表

歯冠形成		印象採得	咬合採得	CAD/CAM 冠 + 材料料	装着 + 内面処理加算	装着材料料	補管
失 PZ	生 PZ						
636 (954)	796 (1,194)	64 <sup>※1</sup> (96)	18 (27)	1,815	45 + 45 <sup>※2</sup> (68) (68)	17 <sup>※3</sup>	100 <sup>※4</sup>

( ) 内は 50/100 加算

※1 連合印象に限る ※2 内面処理加算 1 (サンドブラスト処理+プライマー処理) ※3 接着性レジンセメントに限る

※4 歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者の場合は対象外

#### 3 診療録，レセプト記載

- ・ 製品に付属しているシール等（材料の名称，ロット番号等が記載されたもの）を診療録に貼付する等により保存して管理すること。
- ・ 請求は明細書「歯冠修復及び欠損補綴」の「その他」欄で行う。「摘要」欄記載の規定はなし（本稿作成時点）。

## ● PEEK 冠に関する基本的な考え方（日本補綴歯科学会）

PEEK 冠（CAD/CAM 冠用材料（V）による CAD/CAM 冠）の保険適用を受けて、日本補綴歯科学会医療問題検討委員会は、令和5年12月11日付で「PEEK 冠に関する基本的な考え方（第1報）」を公開した。下記 URL より参照されたい。

[https://www.hotetsu.com/c\\_2006.html](https://www.hotetsu.com/c_2006.html)

## ● 疑義解釈資料について（令和5年12月18日）

<p><b>Q</b> CAD/CAM 冠について、CAD/CAM 冠用材料（V）を大臼歯に対して使用した場合、クラウン・ブリッジ維持管理料の対象となるか。（令和4年疑義解釈その62 問2）</p>	<p><b>A</b> 対象となる。ただし、歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者に対して、CAD/CAM 冠用材料（V）を大臼歯に対して使用した場合はクラウン・ブリッジ維持管理料の留意事項通知（4）の口の通り、対象とならない。</p>
<p><b>Q</b> CAD/CAM 冠について、CAD/CAM 冠用材料（V）を使用する場合、現在、保険適用となっている接着性レジンセメントはいずれも使用できるか。また、装着の注1の内面処理加算1は算定できるか。（令和4年疑義解釈その62 問3）</p>	<p><b>A</b> 保険適用となっている接着性レジンセメントはいずれも使用できる。なお、装着に際しては、歯質に対する接着力を向上させるためにサンドブラスト処理およびプライマー処理を確実にを行った上で、接着性レジンセメントを用いること。その際、装着の注1の内面処理加算1は算定可能である。</p>

## 2. 頭頸部悪性腫瘍光線力学療法（医科準用）

### ● 算定点数

頭頸部悪性腫瘍光線力学療法（医科） **22,100 点**

〈参考：医科通知〉

- (1) 半導体レーザー用プローブを用いて切除不能な局所進行または局所再発の頭頸部癌に対してレーザー光照射を実施した場合に算定する。
- (2) 本療法は、頭頸部外科について5年以上の経験を有し、本治療に関する所定の研修を修了している医師が実施すること。

### ● 概要（中医協資料より）

① 販売名：BioBlade レーザシステム

② 特徴

半導体レーザー用プローブおよびレーザー光照射用ニードルカテーテルから構成される。

切除不能な頭頸部癌患者に対する局所療法の1つであり、医薬品のセツキシマブ サロタロカンナトリウム（アキシャルックス点滴静注）と併用することで行われる。

セツキシマブ サロタロカンナトリウムは光感受性性物質が結合した抗体であり、投与後、腫瘍細胞に結合する。本法により腫瘍細胞に波長690nmのレーザー光を照射することで、腫瘍細胞に結合した光感受性物質が励起され、腫瘍細胞が傷害される。

### ③ 臨床上的の有用性

レーザー光照射用ニードルカテーテルにより、半導体レーザー用プローブを組織内へ導入する際の安全性向上が図られている。

歯科医師による主たる治療部位となる口腔癌は、術野が狭い、腫瘍の部位によっては直線的なアプローチが困難等の特徴を有しているが、口腔癌に対する手技における安全性の向上が図られる。

## ● 関連通知等の改正

### ① 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

改定前	改定後
<p>【手術〈通則〉】 1～30（略） <u>（新規）</u></p>	<p>【手術〈通則〉】 1～30（略）</p> <p><u>31 半導体レーザー用プローブを用いて切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対してレーザー光照射を実施した場合に、医科診療報酬点数表「K470-2 頭頸部悪性腫瘍光線力学療法」の点数を準用して算定する。</u></p> <p><u>イ 本療養は、頭頸部癌の治療に係る専門の知識及び5年以上の経験を有し、本療養に関する所定の研修を修了している歯科医師が実施する。なお、その歯科医師の所定の研修修了を証する文書の写しを診療報酬明細書に添付すること。</u></p> <p><u>ロ 本療養は、次のいずれにも該当する歯科医療機関において実施すること。</u></p> <p><u>① 関係学会により教育研修施設として認定されていること。</u></p> <p><u>② 頭頸部癌の治療に係る専門の知識及び5年以上の経験を有し、本療養に関する所定の研修を修了している常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。</u></p> <p><u>③ 常勤の歯科麻酔科医又は常勤の麻酔科標榜医が配置されていること。</u></p> <p><u>④ 緊急時・偶発症発生時に備えて医師との連携体制を確保していること。</u></p> <p><u>⑤ 緊急手術の体制が整備されていること。</u></p> <p><u>⑥ 当該療養に用いる機器について、適切に保守管理がなされていること。</u></p>

### ② 特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について

新設
<p>【半導体レーザー用プローブ】</p> <p><u>(1) 半導体レーザー用プローブは、切除不能な局所進行若しくは局所再発の頭頸部癌に限り算定できる。</u></p> <p><u>(2) 半導体レーザー用プローブは、当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了した歯科医師が使用した場合に限り算定できる。</u></p> <p><u>(3) 半導体レーザー用プローブは、切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対して使用する場合は一連の治療につき8本を限度として算定できる。ただし、それ以上の本数の算定が必要な場合には、診療報酬明細書の摘要欄に詳細な理由を記載すること。</u></p> <p>【レーザー光照射用ニードルカテーテル】</p> <p><u>(1) レーザー光照射用ニードルカテーテルは、半導体レーザー用プローブを用いて切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対してレーザー光照射を実施した場合に算定できる。</u></p> <p><u>(2) 当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了した歯科医師が使用した場合に限り算定できる。</u></p>

### ③ 特定保険医療材料の定義について

新設
<p>【半導体レーザー用プローブ】</p> <p><u>定義</u></p> <p><u>次のいずれにも該当すること。</u></p> <p><u>(1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（31）医療用焼灼器」であって、一般的名称が「単回使用 PDT 半導体レーザー用プローブ」であること。</u></p> <p><u>(2) 切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対してレーザー光照射を実施する際に、PDT 半導体レーザーに接続し、レーザー光を照射対象に照射するために用いられる半導体レーザー用プローブであること。</u></p>

新設

【レーザー照射用ニードルカテーテル】

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（31）医療用焼灼器」であって、一般の名称が「単回使用 PDT 半導体レーザー用プローブ」であること。
- (2) 切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対してレーザー照射を実施する際に、半導体レーザー用プローブを組織内に導入するために用いられるカテーテルであること。
- (3) 内套及び外套針により構成されていること。

●疑義解釈資料について（令和5年12月18日）

<p><b>Q</b> 医科診療報酬点数表の頭頸部悪性腫瘍光線力学療法を準用する場合において、歯科診療報酬点数表の手術の部通則の留意事項通知（31）のイ以外に、満たすべき要件はあるか。（令和4年疑義解釈その62 問1）</p>	<p><b>A</b> 医科診療報酬点数表の頭頸部悪性腫瘍光線力学療法は医療機器（Bio-Blade レーザシステム）および医薬品（アキラルックス点滴静注 250mg）を用いて実施するものであり、当該医薬品の医薬品リスク管理計画書に示された以下の施設要件を満たす必要がある。なお、施設要件等の詳細に関しては、医薬品リスク管理計画書を参照すること。</p> <p>（施設要件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 日本頭頸部外科学会に認定された指定研修施設または次のいずれかに該当する日本口腔腫瘍学会に認定された指定研修施設であること             <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院，地域がん診療連携拠点病院，地域がん診療病院など）</li> <li>・特定機能病院</li> <li>・都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院，がん診療連携協力病院，がん診療連携推進病院など）</li> <li>・外来化学療法室を設置し，外来腫瘍化学療法診療料1または外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準に係る届出を行っている施設</li> <li>・抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設</li> </ul> </li> <li>② 常勤の頭頸部がん指導医，または口腔がん専門医がいること。常勤の頭頸部がん指導医が一時的に不在の場合は，頭頸部アルミノックス治療指導医と連携すること</li> <li>③ 本治療の医師要件，または歯科医師要件を満たす常勤医師，または歯科医師がいること</li> <li>④ 「頭頸部がん診療連携プログラム（日本臨床腫瘍学会）」における連携協力医師との連携が組めること</li> <li>⑤ 常勤麻酔医が1名以上在籍すること</li> <li>⑥ 緊急手術の実施体制を有すること</li> <li>⑦ 医療機器の保守管理体制を有すること</li> <li>⑧ 医療安全管理委員会を有すること</li> <li>⑨ 耳鼻咽喉科専門医が1名以上在籍すること</li> </ul>
---	---